

各 団体代表者 殿

島根労働局長
(公印省略)

10月の「年次有給休暇取得促進期間」について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和
2年に 56.6%と前年より 0.3 ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然
として、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 3 年 7 月 30 日閣議
決定）等で掲げられている、令和 7 年までに取得率を 70%とする政府目標とは、
大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正により、平成 31 年 4 月から、
全ての企業において年 10 日以上の年休が付与される労働者に対する年 5 日の年
休の確実な取得が求められているところです。

一方、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する
年休の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・
休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)については、新型コロナウイルス感染
症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的
です。

このため厚生労働省では、年休の取得促進の気運を醸成するための集中的な
取組期間である 10 月の「年次有給休暇取得促進期間」において、ポスター及び
リーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととし
ております。また、別途送付します「地域の特性を活かした年次有給休暇取得
促進」としてポスター等を作成し、地域が一体となって年休の取得促進に取り
組むこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスターを掲示して
いただきとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、
傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、本ポスター・リーフレットは、以下に掲載していますので、併せて御
活用いただきとともに、紙媒体の配布による周知を行うにあたり追加でリーフ
レットが必要な場合は、当室より送付させていただきたいため、下記担当まで
ご連絡ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト（9月上旬掲載予定）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年休の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計
画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年休の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間
単位の取得が可能となります。